

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2019 年 12 月 05 日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 2020 年の事業登録手数料について

>>> 個人所得税の電子申告に関する通知について

>>> 改正労働法案の概要 (2)

---

【税制】 2020 年の事業登録手数料について

サービス・商品販売、製造等の事業活動を行っている法人、支店等は  
2020 年 1 月 30 日までに、以下の通り 2020 年の事業登録手数料の納付が必要である。

- ・資本金が 100 億 VND 超の法人：3,000,000 VND
- ・資本金が 100 億 VND 以下の法人：2,000,000 VND
- ・支店、駐在員事務所、経営拠点、その他組織：1,000,000 VND

以下の点に留意いただきたい。

(1)上記資本金は、企業登録証明書（ERC）に記載の定款資本金に基づく。

企業登録証明書上 VND の定款資本金額が不明確となっている場合、  
投資登録証明書（IRC）又は投資証明書（IC）に記載の総資本金に基づく。

(2)2019 年に資本金を変更した場合、変更後の情報に基づき、  
2020 年の事業登録手数料を決定する。

(3)外国法人の駐在員事務所は、連絡事務所・市場調査及び投資案件促進等の  
機能を有し、事業活動を行うことが認められていない。そのため、  
事業登録手数料の納付は対象外と考えられるが、詳細は各地方の  
税務局に確認することをお勧めする。

参考文献：

2016 年 10 月 4 日付政令 Decree 139/2016/ND-CP 号

2016 年 11 月 15 日付通達 Circular 302/2016/TT-BTC

---

【税制】 個人所得税の電子申告に関する通知について

=====

=====◆◇◆◇◆

従来、外国人駐在員や給与・事業収入を複数有する個人は、ソフトウェアで作成した個人所得税申告書を印刷・署名後に、直接税務局へ持参して提出する必要があった。

2019年11月21日、税務総局は個人所得税の電子申告アプリケーションの更新に関する通知を行った。当通知によると、上記の場合の個人所得税の電子申告をウェブサイト（[thuientu.gdt.gov.vn](http://thuientu.gdt.gov.vn)）上で完結できるようになる。つまり、個人所得税申告書を印刷・署名し、税務局へ提出する必要はなくなる。

個人所得税の電子申告に使用するアカウントは、税務総局の上記ウェブサイト上で登録となる。しかし、アカウントの登録方法が現時点で明確になっていないため、実質的に運用を開始できない状態となっている。弊社がホーチミン市、ハノイ市等の税務局に確認する限り、実際の運用開始時期は早くとも2020年第1四半期の税務申告からとの見解である。情報が更新された際には、改めて通知させて頂く。



【労働】 改正労働法案の概要（2）

=====

=====◆◇◆◇◆

2019年11月28日の弊社法令ニュースに続き、改正労働法（以下、「改正法」）の主な点について以下の通りまとめる。改正法は、2021年1月1日より発行される。

(1) 残業時間

月間残業時間の上限が30時間から40時間に増加となる。また、年間残業時間の上限については、従来の200時間を維持し、特別な場合のみ300時間と規定された。年間残業時間の上限を400時間とする案は承認されなかった。

(2) 労働者からの一方的な労働契約の解除

現行法では、労働者は一方的に労働契約を解除する場合、以下が必要である。

・12ヶ月未満の季節的業務、特定業務の労働契約、有期限労働契約の場合：

解約理由及び事前通知

・無期限労働契約の場合：事前通知

改正法では、労働契約の種類に関わらず、以下の運用となる。

・労働者が法令で規定される特別な理由により解除する場合：解除理由のみ必要となり、事前通知は不要

・労働者が特別な理由以外で解除する場合：事前通知のみ必要となり、解除理由は不要

(3)会社からの一方的な労働契約の解約

改正法には、会社が労働契約を一方的に解約できるケースについて以下の3項目が追加された。

・労働者が定年年齢に達する場合

・労働者の氏名、年齢、性別、住所、経歴及び採用に関するその他の情報が事実と異なり、会社が当該情報に基づいて労働契約を締結した場合

・労働者が5日以上続けて正当な理由なしに無断欠勤した場合

(4)労働契約の形態

改正法は、電子取引に関する法令に基づき、データ形式で締結される電子契約書を認めている。

ただし、現行の電子取引に関する法令では、電子形式の労働契約についての詳細規定はないため、

今後実務に適用できるよう詳細規定が策定されると考えられる。

(5)会社における労働者の代表組織

改正法では、現行法の「労働組合」以外の労働者の組織も労働者の代表組織と認められ、改正法には当該組織の開設・運営などに関する規定も追加されている。ただし、当該組織の名称については不明確である。

(6)試用期間

改正法では、2014年企業法第4条18項に、試用期間について管理者の職位の業務の場合は180日を超えてはいけないという内容が追加される。従来、管理者の試用期間について、法規定が不明確であったが、改正法により明確化された。